

坂井市公共施設 LED 照明リース業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、坂井市が「坂井市公共施設 LED 照明リース業務」を実施するにあたり、事業者の持つ企画力や能力、ノウハウ等を活用し、本事業に最も適した事業者の選定のため実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

1. 事業の目的

坂井市が保有する公共施設において、消費電力量の削減に伴う脱炭素化、電気料金の削減及び、国際的に蛍光灯の製造・輸入が禁止される 2027 年問題に対応するため、蛍光灯等の既存の照明をリース契約により、迅速に LED 化を推進する。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

坂井市公共施設 LED 照明リース業務

(2) 事業内容

「坂井市公共施設 LED 照明リース業務仕様書」のとおり

(3) 対象施設

別紙 1「対象施設一覧」のとおり

(4) 契約方式

賃貸借契約とする。なお、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為とする。

(5) 契約期間

契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで

(6) 提案限度額

総額 396,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和 8 年度 17,803,000 円（消費税及び地方消費税を含む。））

3. 参加要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 官公署の LED 照明のリース業務において、坂井市と同程度の規模の業務を令和 2 年 4 月以降に履行した実績があること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。

(5) 参加申込書の受付期間において、国、地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75

号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(8) 本業務を複数の事業者が共同企業体を結成して申請する場合、各構成員についても上記(2)から(7)の要件を満たしていること。

4. 公募に係るスケジュール

内 容	日 時
公募開始（公告）	令和7年9月25日（木）
質問書受付期限	令和7年10月3日（金）午後5時
質問書に対する回答（市ホームページ上）	令和7年10月6日（月）まで随時回答
参加申込書受付期限	令和7年10月7日（火）午後5時
参加資格審査実施（1次審査）	令和7年10月8日（水） ～令和7年10月16日（木）
参加資格決定通知書交付	令和7年10月17日（金）
企画提案書受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング審査（2次審査）	令和7年11月中旬（予定）
選考結果通知	令和7年11月下旬（予定）
契約締結	令和7年11月末（予定）

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式7】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、提出する際の件名は「坂井市公共施設 LED 照明リース業務公募に関する質問（業者名）」とすること。

(2) 電子メール提出先

kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

(3) 回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までに随時坂井市ホームページにて掲載する。

(4) 留意事項

- ① 質問はメールのみとし、質問書様式以外の方法での質問は受け付けない。
- ② 企画提案の審査に係る質問は受け付けない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び提出方法

参加申込書受付期限までに、次の書類について電子メールにて提出すること。なお、提出する際の件名は「坂井市公共施設 LED 照明リース業務公募に関する参加申込書（業者名）」とすること。

提出書類	留意事項	提出区分	
		単体	共同
参加申込書【様式 1】	単独での参加申込の場合、提出すること。	○	-
参加申込書【様式 2】	共同企業体での参加申込の場合、提出すること。	-	○
誓約書【様式 3】	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）	○	○
事業者概要書【様式 4】		○	○
類似業務実績書【様式 5】		○	○
共同企業体協定書【様式 6】	共同企業体の構成は、3 者を上限とする。	-	○
履歴事項全部証明書（写し可）【添付書類 1】	発行後 3 カ月を超えないもの。	○	○
役員等名簿（任意様式）【添付書類 2】	履歴事項全部事項照明で確認できる場合は省略可	○	○
直近 1 年分の国税及び地方税の納税証明書【添付書類 3】		○	○
直近 1 カ年分の財務諸表【添付書類 4】		○	○

(2) 電子メール提出先

kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

(3) 参加の辞退

参加申込書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式8】を速やかに提出すること。

7. 参加資格審査

(1) 参加資格の審査時期

参加資格の審査は、令和7年10月16日(木)まで行う。

(2) 参加資格の決定

書面により、令和7年10月17日(金)に申請者に通知する。なお、審査の結果参加を認められない場合は、その理由を付して文書で通知する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出方法

企画提案書受付期限までに、次の書類について、次の書類について電子メールにて提出すること。なお、提出する際の件名は「坂井市公共施設 LED 照明リース業務公募に関する企画提案書(業者名)」とすること。期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

① 企画提案書

提案内容(目的整合性、業務実績、実施効果、実施手法、実施体制、経済性、独自性)についてA4版横・縦書き

②表紙に「坂井市公共施設 LED 照明リース業務」及び「業者名」を記載すること。

③見積書

仕様書及び企画提案書に係る業務の実施に要する全ての費用について、内訳を記載した見積書を提出すること。ただし、総額と月毎のリース料金がわかるようにすること。(様式自由)

(2) 電子メール提出先

kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

9. 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の実施

(1) 日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

学識経験者等の審査員による選定審査会を設置し、評価する。

① 説明者は4名以内とする。(共同企業体の場合は6名以内)

② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき実施する。

③ プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等を用いる場合は、坂井市の用意するプロジェクター(接続:HDMIケーブル)を使用することができる。その際は、

ノートパソコンを持参すること。※審査会の2日前までに申し出ること。

- ④ プレゼンテーションに係るヒアリングを実施とする。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開にて実施する。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングの制限時間については、企画提案書を提出した事業者に別途通知する。

10. 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

審査項目	評価のポイント	配点
目的整合性	提案の内容が、公募要領・仕様書に示す業務の目的を達成するために適当な提案となっているか。	10
業務実績	提案者が同種・類似業務の実績があり、業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。	5
実施効果	LED 照明器具の導入により、CO2※1や電気代※2の削減効果が十分見込める提案となっているか。 ※1…CO2の削減効果を計算する際は、排出係数 0.496kg-CO2/kWh を用いること。 ※2…電気代の削減効果を計算する際は、27 円/kWh を用いること。	10
実施効果 実施手法	地元の事業所で製造する照明器具等や、地元施工業者（坂井市競争入札資格者名簿に電気工事として坂井市内に主たる営業所を有する者として登録された者、をいう。）を積極的に活用し、地域の経済循環に配慮した提案となっているか。	20
	設置する LED 照明器具は、仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保できている提案となっているか。	10
	既存照明の撤去後の処分方法等について具体的かつ適当な提案がされているか。	5
実施体制	提案の内容を遂行するために、十分な実施体制（人為数・組織等）が確保されているか。	5
実施体制 経済性	導入グループごとのリース開始日までに対象施設の LED 化を完了させるための適切なスケジュールが提案されているか。	5
	リース期間開始後の維持管理・保守体制や緊急時の対応が十分な体制となっているか。	5
	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。	20
独自性	その他、本業務の履行にあたって有益な独自提案は示されているか。	5
合計		100

(2) 得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは限らない	配点×0.00

(3) 受託候補者の選定

選定審査会の終了後、各審査員が企画提案書等の採点を行い、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、審査会に参加した事業者宛に書面（電子メール）にて通知するとともに、坂井市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

(5) 留意事項

参加申込書及び企画提案書の提出が1者である場合は、全審査員の評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加申込書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

1.1. 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と坂井市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、審査会における次点の事業者と契約について協議する。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、坂井市財務規則第137条に該当する場合は、この限りではない。

1.2. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 見積書の額が提案限度額を超過している場合。
- (3) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合。
- (4) 指定する審査会の集合時間に遅刻した場合。

- (5) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (6) 審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合。

13. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については、事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、坂井市財務規則及びその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (6) 提出後における撤回、内容の修正又は再提出は認めない。

14. 問い合わせ先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市生活環境部環境推進課

電話：0776-50-3032（直通）

メール：kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp